

平成30・31年度
移行措置の
ポイントは
ここだ!

国語科



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官・学力調査官

菊池 英慈

■表 現行学年別漢字配当表から新学年別漢字配当表への変更点

	追加	他の学年からの移行	他の学年への移行
第4学年	茨 媛 岡 渦 岐 熊 香 佐 崎 崎 滋 鹿 縄 井 沖 栃 奈 梨 阪 阜 (20字) 都道府県名に用いる漢字	第5学年からの移行 賀 群 徳 富 (4字) 第6学年からの移行 城 (1字)	第5学年への移行 團 紀 喜 救 型 航 告 殺 士 史 象 賞 貯 停 堂 得 毒 費 粉 脈 歴 (21字) 第6学年への移行 胃 腸 (2字)
第5学年		第4学年からの移行 團 紀 喜 救 型 航 告 殺 士 史 象 賞 貯 停 堂 得 毒 費 粉 脈 歴 (21字)	第4学年への移行 賀 群 徳 富 (4字) 第6学年への移行 恩 券 承 舌 銭 退 敵 俵 預 (9字)
第6学年		第4学年からの移行 胃 腸 (2字) 第5学年からの移行 恩 券 承 舌 銭 退 敵 俵 預 (9字)	第4学年への移行 城 (1字)

※第1学年～第3学年は、追加、移行の該当漢字はなし

移行措置期間(移行期)の教育課程

小学校新学習指導要領への移行期間(平成30年4月1日から平成32年3月31日の間)の国語科の指導に当たっては、新学習指導要領への円滑な移行ができるよう指導内容を一部加える等の特例を設けている。

小学校国語科における移行措置の内容は、次のとおりである。

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校

学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

このように小学校国語科では、移行期間中から「新学習指導要領の規定によることができる」としており、学校の判断により新学習指導要領による教育課程を編成・実施することができる。その上で、「ただし、現行学習指導要領による場合には…」としており、今回の小学校学習指導要領の改訂に伴い、指導内容の欠落や重複が生じることのないよう特例を定めている。

移行期間中の実践

① 第4学年

平成30年度、31年度の第4学年における(知識及び技能)の(1)のエの漢字の指導に当たっては、

現行学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表(以下、「現行学年別漢字配当表」という。)ではなく、新学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表(以下、「新学年別漢字配当表」という。)により行う。

第4学年には、都道府県名に用いる漢字25字が追加されている。

また、現行学年別漢字配当表の第4学年から、漢字23字が他の学年に移行されているため、第4学年では指導しないこととなる。

② 第5学年

平成31年度の第5学年における(知識及び技能)の(1)のエの漢字の指導に当たっては、第4学年と同様に、新学年別漢字配当表により行う。

新学年別漢字配当表の第5学年には、これまで第4学年に配当されていた漢字のうち21字が移行されている。

また、現行学年別漢字配当表の第5学年から漢字13字が他の学年に移行されているため、第5学年では指導しないこととなる。(きくちえいじ)

平成30・31年度 移行措置の ポイントは ここだ!

社会科

移行措置期間(移行期)の教育課程

小学校社会科の新学習指導要領への移行の仕方について、大きく分けて二つの方法がある。

その一つは各学校の判断で、新学習指導要領による指導を先行して実施するというものである。その際、新学習指導要領の全部又は一部を実施するという二つの場合があることに留意する必要がある。一部を実施する場合にも新学習指導要領の第5学年の内容(1)「我が国の国土の様子と国民生活」の(A)は必ず実施する。

もう一つは、現行の学習指導要領による指導を実施するというものである。その場合にも、次の二点に留意する必要がある。

・新学習指導要領の第5学年の内容の(1)「我が国の国土の様子と国民生活」の(A)は必ず実施する。



文部科学省初等中等教育局視学官

澤井 陽介

「民生生活」の(A)を先行して実施すること。

・平成32年度の第4学年との接続を踏まえて、平成31年度の第3学年の内容配列を構成すること。

移行期に行うべき準備

先行的に実施する学校では、本年度内に次の(1)を含めて(3)の準備を行う必要がある。

また、現行の学習指導要領による指導を選択する学校では、本年度内に次の(1) (2)の準備を行うとともに、全面实施までの2年間に(3)の準備を進めることが必要である。

(1)第5学年の内容の(1)の指導計画の作成

全ての学校において必要な事項である。新学習指導要領やその解説を読んで準備を進めたい。

(2)平成31年度の第3学年の年間指導計画の作成

現行の学習指導要領による選択をした学校では、平成31年度の第3学年の年間指導計画を内容(1)「市の様子」、内容(2)「生産や販売」、内容(4)「災害及び事故の防止」、内容(5)「昔の道具」で構成するようにする。

ただし内容(4)では「火災」を取り上げ「風水害、地震など」は取り上げない。

また、本年度の指導計画で「文化財や年中行事」が第3学年、「災害及び事故の防止」が第4学年に位置付いている場合、平成31年度の指導計画ではそれらの学年が逆になる。災害及び事故の防止が二単元、文化財や年中行事が一単元である場合、平成31年度の第3学年の授業時間数が不足することも考えられる。

その場合には、新学習指導要領の内容の取扱い(1)アや内容の取扱い(3)アを参考にして効果的な指導計画を作成する必要がある。

(3)新学習指導要領に基づく年間指導計画の作成

各学年の目標が見直されたこと、第3学年と第4学年の目標と内容が分けて示されたこと、政治の働きや世界の国々との関わりへの関心を高めたり、実社会の課題に対応したりすべく各学年の内容が改善されたことなどを踏まえて、新学習指導要領及びその解説を読んで各学年の年間指導計画を作成すること。

移行期にできる授業改善

新学習指導要領に示された授業改善の視点は、移行期から意識していくことが大切である。例えば、「見方・考え方」の趣旨を踏まえ、問いを工夫する、資料を効果的に活用する、学んだ事象相互の関係を整理する学習活動を工夫するなどである。また、言語活動の一層の充実を目指し、考えたり判断したりしたことを論理的に説明する、立場や根拠を明確にして議論したりするなどである。これらを通して「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことが大切である。

(さわいよつすけ)

平成30・31年度 移行措置の ポイントは ここだ!

算数科



文部科学省初等中等教育局教育政策研究
課程課教科調査官／国立教育政策研
究所教育課程研究センター研究開
発部教育課程調査官・学力調査官

笠井 健一

移行措置期間（移行期） の教育課程

算数科については、新教育課程に円滑に移行できるようにするため、平成30年度、31年度の移行期間中から、新学習指導要領の内容の一部を追加するなどして先行して実施することとしている。

1 第3学年

平成30年度及び平成31年度に、C測定の「(1)長さ、重さの単位と測定」において、新内容として「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」ことを追加して指導する。なおこの内容は、平成30年度の第4学年でも追加して指導する。

2 第4学年

① 小数を用いた倍

平成31年度に、A数と計算の

「(4)小数の仕組みとその計算」において、新内容として「ある量の何倍かを表すのに小数を用いることがあることを知ること」を追加して指導する。

② 長さの単位と面積の単位の関係

平成30年度及び平成31年度に、B図形の「(4)平面図形の面積」において、新内容として「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること」を追加して指導する。

③ 簡単な場合についての割合

平成31年度に、C変化と関係の「(2)簡単な場合についての割合」において、新内容として「簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に、割合を用いる場合があることを知ること」を追加して指導する。

3 第5学年

① 体積の単位とこれまでに学習した単位との関係

平成31年度に、B図形の「(4)立体図形の体積」において、新内容として「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること」を追加して指導する。

② 速さ

平成31年度に、C変化と関係の「(2)異種の二つの量の割合」において、新内容として「速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求めること」を追加して指導する。

③ 乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法

平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2「(第5学年)のA数と計算の(4)分数の「カ 乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法の意味について理解し、計算の仕方を考え、それらの計算ができること」に規定する事項を省略するものとする。

移行期における留意点

小学校特例告示により追加又は省略することとした内容(学年間で移行した内容を含む)について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新小学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

算数科についても、新小学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。

算数については、移行期間中に指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え、当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。
(かさいけんいち)

平成30・31年度
移行措置の
ポイントは
ここだ!

理科

移行措置期間(移行期)
の教育課程

移行期間中の小学校理科の指導に当たっては、「平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件(平成29年文部科学省告示第93号)」「(小学校特例告示)に従い、各学年において示された内容を指導することになる。

小学校理科における移行措置の内容は次のとおりである。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2(「第4学年」)の2A(3)イに規定する事項を省略するものとする。



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官／国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官・学力調査官

鳴川 哲也

移行措置の内容の具体

1 (1)ジュンジュン

(1)の「現行小学校学習指導要領第2章第4節第2(「第4学年」)の2A(3)イに規定する事項」とは、次の内容を指す。

- 〔第4学年〕
- A 物質・エネルギー
- (3) 電気の働き
- イ 光電池を使ってモーターを回すことができること。

この内容は、新学習指導要領では、第6学年「電気の利用」で扱うことになるため、平成30年度及び平成31年度の第4学年での指導に当たっては省略することになる。

2 (2)ジュンジュン

(2)の「現行小学校学習指導要領第2章第4節第2(「第5学年」)の2B(2)イに規定する事項」とは、次の内容を指す。

- 〔第5学年〕
- B 生命・地球

- (2)動物の誕生
- イ魚は、水中の小さな生物を食べ物にして生きていること。

この内容は、新学習指導要領では、第6学年「生物と環境」で触れることになるため、平成31年度の第5学年での指導に当たっては省略することになる。

3 (3)ジュンジュン

(3)の「現行小学校学習指導要領第2章第4節第2(「第6学年」)の2A(4)ウに規定する事項」とは、次の内容を指す。

- 〔第6学年〕
- A 物質・エネルギー
- (4)電気の利用
- ウ 電熱線の発熱は、その太さによって変わること。

この内容は、新学習指導要領では、中学校第1分野「電流」で扱うことになるため、平成31年度の第6学年での指導に当たっては省略することになる。

- (なるかわてつや)